

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長 多田 博史
(公印省略)

運営状況の報告について(依頼)

貴殿の設置する認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号)第7条の規定に基づき、下記のとおり御報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

記

1 提出書類

(1) 運営状況報告

※ 複写式の様式を使用する場合、4枚複写の上から3枚目まで（東京都提出①、東京都提出②、区市町村用）を提出し、4枚目（保育施設控）は、各施設において保管してください。

(2) 添付書類

	必要書類	部数 (郵送の場合)
ア	運営状況報告等送付書（必ず施設番号を記入してください。）	1部
イ	配置図（隣接している建物、接道がわかるもの）	3部
ウ	平面図（有効保育室面積、出入口を示し、避難経路を矢印で記入すること。） ※ <u>保育室が3階以上にある施設</u> については、避難設備が建築基準法施行令の各規定に適合する設備であるかどうかを確認する必要があるため、 <u>当該階の建築図面の写し</u> を合わせて添付してください。	3部
エ	職員名簿（内容が網羅されていれば、施設で作成したものでも可）	3部
オ	有資格者（保育士、看護師等）の資格が確認できる書類の写し	3部
カ	入所児童に関する保険の保険会社との契約書類(保険証書)の写し	3部
キ	パンフレット、料金表、シフト表など（作成している場合のみ）	3部

2 基準日

令和元年10月1日（火曜日）

※10月1日が定休日の場合は、直後の開園日を基準日として御記入ください。

(※裏面もご確認ください。)

3 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

<郵送の場合>

封筒に施設番号、施設名をご記入のうえ、以下の宛先に送付してください。

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当

<メールの場合>

件名に「(施設番号 施設名) 運営状況報告の提出について」と記載し、

以下のメールアドレスに送付してください。

ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp (受信専用)

※一通当たりのデータ容量が2MBを超える場合は、お手数ですが複数回に分けて送信してください。

(2) 提出期限

令和元年11月8日(金曜日) 厳守

4 その他

様式及び記入例は東京都福祉保健局のホームページに掲載しております。

(東京都福祉保健局ホームページURL)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/oshirase.html>

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

認可外保育施設についても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則が適用されます。(児童福祉法第62条第7号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、都道府県知事は、別に定められた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。

児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができると規定されています。(児童福祉法第59条第3項～第6項)

4 改善措置

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生主管部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

5 その他

次のような事例が生じた場合については、速やかに都まで御報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

※ 詳細は「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を御覧ください(ホームページに掲載しています)。(ホームページアドレス)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/youkou.html>